

移入種の防除の概念及び一般的な手順（案）

○ 防除の概念について

「防除」は、移入種が生物多様性に及ぼす影響を減少・防止させるための措置全般を指すものとして扱う。

防除の内容には、移入種の個体数を減少させる又は根絶する、移入種の生息・生育を許容しない又は区域を限定して一定の生存を許容する等、様々な場合を含むものとする。

（参考）

- ・生物多様性条約第6回締約国会議決議にあるいわゆる「指針原則」では、影響緩和の項で、影響緩和、撲滅、封じ込めとともに防除に関する記述がなされている。原文にある「Guiding principle 15: Control」を、「指針原則15 防除」と和訳（仮訳）。
- ・指針原則における整理からすると、防除は移入種の影響を緩和するための一形態で、当該移入種の個体数をゼロにしたり、一定の区域内に囲い込んでしまうことなく生物多様性に及ぶ影響を減少させる措置のことを指している。
- ・生態学辞典及び生物学辞典には防除に関する解説はない。なお、広辞苑では、防除について「(control) 害虫や病害の予防及び駆除を行なって、農作物の被害を少なくすること。化学的防除・物理的防除・生物学的防除などに分ける。」としている。

○ 防除の一般的な手順

- ① 防除は、その必要性を認めた者が主体となって計画策定及び事業実施を行うものとし、まず、当該地域の生物多様性の変化、その変化における移入種の影響について、調査データに基づき検証を行い、防除の必要性について判断する。
- ② 防除の必要があれば、移入種対策の具体的な手法（駆除、侵入防止、環境基盤整備等）や実施体制等について、関係者間の合意形成を図った上で防除計画を策定。
- ③ 防除事業は、策定した防除計画に従って実施する。実施に対しては、関連法制度の許認可の簡素化、技術的・財政的支援等が行われることが望ましい。
- ④ さらに、防除事業を実施した場合には、その結果を検証して防除事業の継続の必要性等を確認する。なお、得られた情報は他地域の防除に生かしていく工夫が必要。

このフローについては別図のとおり。

防除の一般的な手順

